

# 令和8年3月31日退職予定の方へ

## 任意継続組合員の申込受付期間

### 事前申出

令和8年2月2日(月)から

令和8年2月16日(月)

期日までの振り込みで資格確認書を  
令和8年4月1日以降発送

### 退職後申出

令和8年3月31日(火)から

令和8年4月19日(日)

申出書到着から2週間程度で※1  
資格確認書を発送

**郵送：申出期間内に必着 (土・日曜は開庁日)**      **郵送：当日消印有効**

退職後申出の受付期間をすぎると任意継続組合員には加入できません！

必ずどちらかの期間内に手続きをしてください。

### 手続きの流れ

加入  
申出

振込依頼書  
が届く※2

掛金を  
振り込む

資格確認書が届く  
マイナ保険証利用可能

※1 掛金の振り込みが確認できるまで資格確認書は発送されません！

※2 事前申出の場合は3月中旬ごろ、退職後申出の場合は順次発送

### 任意継続組合員の加入条件

- ①退職日までに引き続き1年と1日以上現職の組合員期間があること。※3
- ②退職日を含めて20日以内に指定様式の申出書を共済組合に提出すること。
- ③掛金を期日までに払い込むこと。

※3 令和7年4月1日加入、令和8年3月31日退職は、組合員期間が1日足りないので申し込みできません。

### 申出書の様式(令和8年3月31日退職者専用のもの)

1月頃に所属所長あてに送付する通知文に同封

大阪支部ホームページ「お知らせ」にも申込期間中のみ掲載



公立学校共済  
組合 大阪支部  
で検索

# よくある質問

Q

任意継続の資格確認書がくるまで、今までの資格確認書を使っていい?

A

有効期限にかかわらず、退職日の翌日から利用できません。

マイナ保険証の方は任意継続の資格確認書が到着するまで利用できません。  
通院の予定がある方は、事前申出を利用してください。

Q

4月以降再任用や講師の応募をしているけど、任意継続組合員の申出はできる?

A

できます!ただし、申出後に健康保険に加入した場合、必ず、任意継続組合員の申出を取り下げる手続きをしてください。

Q

今、扶養にいれている家族も任意継続に加入できる?

A

扶養の認定要件を満たしていれば、引き続き加入することができます。

(扶養の認定要件については、大阪支部ホームページや共済のしおりを確認)

Q

任意継続は途中でやめられるの?

A

やめられます。途中でやめる場合は、所定の様式の提出が必要です。

(詳細は資格確認書に同封する冊子に掲載)

Q

掛金いくらなの?国民健康保険よりお得って本当?

A

必ずしも任意継続組合員の掛金のほうがお得とは限りません。

人によっては、国民健康保険の保険料の方が安くなる場合があります。

任意継続組合員の掛金については、大阪支部ホームページ「お知らせ」に掲載している掛金早見表(2月初旬に掲載予定)をご確認ください。

国民健康保険の保険料は、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

## 注意事項

- 任意継続組合員となってから再就職等(臨時の任用職員含む)により健康保険制度に加入する場合は、再就職期間の長短に関わらず、任意継続組合員の資格は喪失します。
- 任意継続組合員の資格を一度喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできません。
- 受付期間については、郵送の場合は当日消印有効です。遅送便で送付した場合は、受付期間内に必着となるため、到着日が期間外だった場合、申出は無効となります。  
期限間近に申出をする際は、支部の窓口に直接提出するか郵送でお送りください。

その他の詳細は、大阪支部ホームページ「お知らせ」に掲載している  
通知「任意継続組合員の申出に係る受付について」をご確認ください。

